

第1 行財政改革の基本的考え方

1 指針改定の背景

- 人口増加が続いてきた茨木市においても数年後には人口減少時代が到来する見込み。
- 社会保障費の増加や老朽化する公共施設等維持管理経費などにより、厳しさを増す財政状況。
- 平成 27 年度から第5次総合計画がスタート。



第5次総合計画の実効性を確保するとともに、将来にわたって、効率的で質の高い市民サービスを安定して提供していくための弾力的な行財政基盤の確立を図るため、茨木市行財政改革指針を改訂。

2 改訂にあたっての考え方

- 他の行政計画や指針等との関係を整理し、行財政改革の対象となる範囲を見直し。
- 従来、行財政改革の一部として位置付けていた「市民サービスの向上」は、行財政改革の推進により生み出した経営資源（ヒト・モノ・カネ）を活用し、総合計画実施計画の推進などにより実現していくことを基本。

3 改革の基本目標、視点等

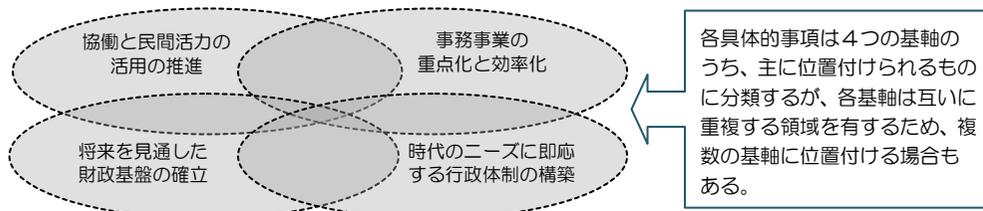
【基本目標】

持続的発展を支える行財政運営の実現

【改革の視点】

- 市が担うべき役割の明確化
- 中長期的な視点に立った行財政改革の推進

【4つの基軸】 ※基軸：物事の基幹、中心となる部分



第2 行財政改革の推進体制等

1 推進に向けた体制

- トップマネジメントのもと、各部課長がリーダーシップを発揮し、自律的に行財政改革を推進。
- 全職員が明確な目的とコスト意識を持って積極的な行財政改革に取り組む。
- 政策推進会議、PTを活用し、全庁的な体制で効果的な行財政改革を実施。

2 新たなマネジメントサイクルの確立

- 総合計画実施計画や予算編成、施策評価等を有機的に連携させ、限られた経営資源を効果的に活用し、計画的に施策の推進を図る本市の新たなマネジメントサイクルを確立。
- マネジメントサイクルの各段階で、指針を踏まえた改革の立案、実施が行われる仕組みを構築。

3 取組内容等の公表

- 主な改革は、必要に応じて総合計画実施計画に反映し、計画的に推進するとともに広く公表。
- 取組内容、効果額等を毎年公表し、市民、事業者・団体との情報共有を図る。

第3 行財政改革の具体的事項

基軸1 協働と民間活力の活用の推進

- 【具体的事項1】 多様な担い手との協働のまちづくりの推進
市民参加型手法の推進／地域自治組織の結成の促進／まちづくりへの参加意欲の醸成など
- 【具体的事項2】 指定管理者制度の適正な運用
各施設の管理運営方針の策定／より適正なモニタリングの実施／更なる導入の検討など
- 【具体的事項3】 民間委託、民営化等の推進
窓口業務、庶務事務等の委託化の検討／民営化、PFIの検討／民間提案制度の検討など

基軸2 事務事業の重点化と効率化

- 【具体的事項1】 新たな行政評価制度の確立
施策評価の本格実施／施策評価への市民参加など
- 【具体的事項2】 事務事業の見直し
ビルド&スクラップの実践／廃止を含めた徹底した見直しの実施／サンセット方式の導入推進など
- 【具体的事項3】 業務の改善・改革
全庁的業務改善活動の実施／ICTの活用／総合窓口の導入検討／情報システムの全体最適化など
- 【具体的事項4】 補助金、扶助費等の見直し
補助金の見直し／負担金の見直し／扶助費の見直しなど

基軸3 将来を見通した財政基盤の確立

- 【具体的事項1】 計画的な財政運営
中長期財政見通しの策定／地方公会計の導入／市の財政に関する情報提供など
- 【具体的事項2】 負担の公平性確保
適切な債権管理／未収金対策の強化／使用料・利用料の見直し／各種利用者負担の見直しなど
- 【具体的事項3】 新たな財源の確保
広告事業の推進／市の遊休地の売却・貸付／協賛金収入等の活用／ふるさと寄附金の推進など
- 【具体的事項4】 税源の確保と拡大
雇用促進／企業誘致／市内企業支援／現役世代の定住促進など
- 【具体的事項5】 公営企業会計、特別会計等の健全経営
上・下水道事業の経営健全化／各種特別会計の健全な運営／市の出資法人等の経営状況管理など

基軸4 時代のニーズに即応する行政体制の構築

- 【具体的事項1】 効率的な組織運営
組織機構の再編整備／組織間の連携強化／自治体間連携の推進など
- 【具体的事項2】 給与制度の適正化
職務や職責、能力に応じた給与制度の構築／人事評価制度の再構築／資格取得の処遇への反映など
- 【具体的事項3】 職員の意識改革
職員研修の充実強化／庁内公募制度の検討／チャレンジする組織風土づくりなど
- 【具体的事項4】 多様な勤務形態の活用
専門的知識を有する任期付職員のさらなる活用／育児休業代替任期付職員の採用など